

広島県告示第九百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十一年十一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団豊和会豊田内科胃腸科	呉市伏原一丁目八番一三号	医療法人社団豊和会豊田内科胃腸科	呉市伏原二丁目七番二二号	平成二年四月一日
有会社みやぞの	呉市焼山東三丁目一五番三号	さくら・介護ステーション呉中央	呉市西中央三丁目一番一〇号二階	平成二年六月一日
株式会社サンライフ	広島市西区商工センター四丁目六番八号	サンライフ昭和南デイサービス	呉市焼山此原町一番一〇号	平成二年九月一日
株式会社サンライフ	広島市西区商工センター四丁目六番八号	サンライフ昭和南ケアプランサービス	呉市焼山此原町一番一〇号	平成二年九月一日
株式会社ハーモニー	呉市西中央二丁目六番三五号	ほほえみ広居宅介護支援事業所	呉市広古新開八丁目六番三〇号	平成二年九月一日
医療法人 ほほえみ会	呉市中通二丁目二番三号	クリニックほほえみ呉	呉市中通二丁目二番三号	平成二年一月一日
社会福祉法人 泰清会	三原市深町五八三番地	トータル・ケア サンライズ宮沖	三原市宮沖二丁目三番一号	平成二年一月一日
社会福祉法人 泰清会	三原市深町五八三番地	トータル・ケア サンライズ新倉	三原市新倉三丁目四番一四号	平成二年一月一日
社会福祉法人 泰清会	三原市深町五八三番地	トータル・ケア サンライズ宮浦	三原市宮浦六丁目六番五号	平成二年一月一日
医療法人児玉医院	尾道市瀬戸田町瀬戸田三四六番地	児玉医院	尾道市瀬戸田町瀬戸田三四六番地	平成二年一月一日
特定非営利活動法人障害者自立生活支援センターおのみち	尾道市栗原西二丁目二番一六号	こんぱす訪問介護事業所	尾道市栗原西二丁目二番一六号	平成二〇年六月二日
医療法人社団ひがしの会	豊田郡大崎上島町東野二七〇一番地	訪問リハビリテーション ションみゆき	豊田郡大崎上島町東野二七〇一番地	平成二年七月一日